

この1年の事務ガイドライン及び監督指針の改正・策定（平成16事務年度）

第一分冊：預金取扱い金融機関関係

改正・策定日	改正・策定内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成17年3月31日	<p>【個人情報保護に関する法律の全面施行に向けた取りまとめ及び関連府省令の改正に伴う改正】</p> <p>(1) 安全管理措置について 個人情報保護法で求めている安全管理措置と業法等で求めている措置が同一であることを明確化。</p> <p>(2) センシティブ情報について 「その他の非公開情報」の内容が個人情報保護法ガイドラインで求めているもの（労働組合への加盟に関する情報、民族に関する情報及び性生活に関する情報）であること、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」が、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合であることを明確化。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

改正・策定日	改正・策定内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成16年7月29日	<p>【金融機能強化のための特別措置に関する法律の施行に伴う改正】</p> <p>金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっての留意点を明確化。</p> <p>(1) 経営強化計画の記載事項に関する留意事項 経営強化計画の記載事項のうち「経営改善支援等取組先企業の数の取引先企業の総数に占める割合」の具体的解釈を規定。</p> <p>(2) 株式等の引受け等の決定に関する留意事項 株式等の引受け等の決定に係る各要件（経営改善目標とするコア業務純益 ROA の上昇幅、経営改善目標達成のための方策、株式等の引受け等の額及び適切な資産査定各項目）の審査に当たり特に留意すべき事項を規定。</p> <p>(3) 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等 監督上の措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請について、特に留意すべき事項を規定。</p>

平成 17 年 3 月 9 日	<p>【包括根保証の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」の施行に伴う改正】</p> <p>「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能」について、「民法の一部を改正する法律」の内容及びその趣旨に照らし、以下のとおり留意点の追加、削除又は変更を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 包括根保証契約を前提とする記載を削除 (2) 「商品または取引の内容及びリスク等に係る説明」の項目に、連帯保証契約を締結しようとする場合の留意点を追加 (3) 「契約締結の客観的合理的理由の説明」の項目に、根保証契約を締結しようとする場合の留意点を追加 (4) 「契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合」の項目に、既存の包括根保証契約の見直しとあわせて主債務者との取引関係を見直す場合の留意点を追加 (5) その他、留意点の趣旨の明確化、時期経過に伴う記載の削除
平成 17 年 3 月 31 日	<p>【金融改革プログラムにおいて、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」が掲げられていることを踏まえた改正】</p> <p>現行の事務ガイドライン等における「法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合の対応」のうち、当庁が書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する場合の手續等について、以下の点を明確化するとともに、ノーアクションレター制度との棲み分け及び運用上の留意点をあわせて明示。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 照会者の範囲 (2) 照会の対象 (3) 照会の方法 (4) 回答の方法 (5) 公表の方法
平成 17 年 3 月 31 日	<p>【個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けた取りまとめ及び関連府省令の改正に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理措置について 個人情報保護法で求めている安全管理措置と業法等で求めている措置が同一であることを明確化。 (2) センシティブ情報について 「その他の非公開情報」の内容が個人情報保護法ガイドラインで求めているもの（労働組合への加盟に関する情報、民族に関する情報及び性生活に関する情報）であること、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」が、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合であることを明確化。

平成 17 年 3 月 31 日	<p>【「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」の施行に伴う改正】</p> <p>平成 17 年 4 月 1 日に「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる処分をする場合及び行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に対し、訴訟の提起に関する事項を書面で教示することが義務付けられるため、当該処分を行う場合に用いる様式について、所要の改正を行った。</p>
平成 17 年 4 月 1 日	<p>【「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」策定に伴う改正】</p> <p>(1) II-5 (中小企業金融の再生の促進) について、アクションプログラムの内容及びその趣旨を踏まえた所要の改正</p> <p>(2) その他アクションプログラムの策定に伴う所要の改正</p>
平成 17 年 6 月 30 日	<p>【金融改革プログラム「工程表」において、「他業禁止規定の趣旨を踏まえつつ店舗等施設の有効活用のあり方を検討した上で、17 年 6 月を目途に監督指針の改正を検討する」としていることを踏まえた改正】</p> <p>金融機関が、営業用不動産の賃貸等を行う際の具体的な判断基準の明確化及びその他所要の改正。</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針

改正・策定日	改正・策定内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成 16 年 12 月 28 日	<p>【「信託会社等に関する総合的な監督指針」の策定】</p> <p>平成 16 年 12 月の信託業法の改正により、受託可能財産の制限が撤廃されるとともに、信託業の担い手が拡大され、金融機関以外の者による信託業への参入が可能となり、さらに信託契約代理店制度や信託受益権販売業者制度が創設されたことを受け、新たな信託業の担い手の参入手続をより円滑なものとし、また、信託の委託者及び受益者の保護を図る観点から、所要の規定の整備を行った。</p>
平成 17 年 3 月 31 日	<p>【金融改革プログラムにおいて、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」が掲げられていることを踏まえた改正】</p> <p>現行の事務ガイドライン等における「法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合の対応」のうち、当庁が書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する場合の手続等について、以下の点を明確化するとともに、ノーアクションレター制度との棲み分け及び運用上の留意点をあわせて明示。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 照会者の範囲 (2) 照会の対象 (3) 照会の方法 (4) 回答の方法 (5) 公表の方法
平成 17 年 3 月 31 日	<p>【個人情報保護に関する法律の全面施行に向けた取りまとめ及び関連府省令の改正に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理措置について <p>個人情報保護法で求めている安全管理措置と業法等で求めている措置が同一であることを明確化。</p> (2) センシティブ情報について <p>「その他の非公開情報」の内容が個人情報保護法ガイドラインで求めているもの（労働組合への加盟に関する情報、民族に関する情報及び性生活に関する情報）であること、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」が、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合であることを明確化。</p>
平成 17 年 3 月 31 日	<p>【「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」の施行に伴う改正】</p> <p>平成 17 年 4 月 1 日に「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる処分をする場合及び行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に対し、訴訟の提起に関する事項を書面で教示することが義務付けられるため、当該処分を行う場合に用いる様式について、所要の改正を行った。</p>

第二分冊：保険会社関係

改正・策定日	改正・策定内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成16年12月28日	<p>【事務運営上必要が生じたものについての改正】</p> <p>保険金等の額を最低保証する変額年金保険等については、将来にわたって債務の履行に支障を来たさないよう最低保証リスクの適切な管理及び評価を行うとともに、保険数理等に基づき、合理的かつ妥当な保険料積立金及び危険準備金Ⅲの積立並びにソルベンシーの確保を行う必要があることから、留意点を明確化。</p> <p>また、危険準備金Ⅲの新設に伴い、別紙様式48「危険準備金の不積立て等の届出書」の改正を行った。</p>
平成17年3月31日	<p>【金融改革プログラムにおいて、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」が掲げられていることを踏まえた改正】</p> <p>現行の事務ガイドライン等における「法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合の対応」のうち、当庁が書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する場合の手続等について、以下の点を明確化するとともに、ノーアクションレター制度との棲み分け及び運用上の留意点をあわせて明示。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 照会者の範囲 (2) 照会の対象 (3) 照会の方法 (4) 回答の方法 (5) 公表の方法
平成17年3月31日	<p>【個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けた取りまとめ及び関連府省令の改正に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理措置について 個人情報保護法で求めている安全管理措置と業法等で求めている措置が同一であることを明確化。 (2) センシティブ情報について 「その他の非公開情報」の内容が個人情報保護法ガイドラインで求めているもの（労働組合への加盟に関する情報、民族に関する情報及び性生活に関する情報）であること、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」が、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合であることを明確化。
平成17年3月31日	<p>【「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」の施行に伴う改正】</p> <p>平成17年4月1日に「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる処分をする場合及び行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に対し、訴訟の提起に関する事項を書面で教示することが義務付けられるため、当該処分を行う場合に用いる様式について、所要の改正を行った。</p>

第三分冊：金融会社関係

改正・策定日	改正・策定内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成16年8月6日	<p>【地方税法の改正に伴う改正】</p> <p>10A-6 資産流動化（新SPC、SPT）関係</p> <p>別紙様式8 特定目的会社（新SPC、SPT）関係</p>
平成17年3月7日	<p>【不動産登記法の施行等に伴う改正】</p> <p>3 貸金業関係 3-1-1 登録申請書、届出書の受理</p> <p>5 プリペイドカード関係 5-3-1 営業所又は事務所 5-4-1 営業所又は事務所</p> <p>6 商品ファンド業関係 6-1-2 商品投資以外の投資 6-2-5 業務報告書</p> <p>7 不動産特定共同事業関係 7-2-1 許可の申請</p> <p>別添1 別紙様式集 9A 特定目的会社（新SPC、SPT）関係 別紙様式1 〔特定目的会社 届出書類チェックリスト〕</p> <p>9B 特定目的会社（旧SPC）関係 別紙様式1 〔特定目的会社 申請書類チェックリスト〕</p>

平成 17 年 3 月 31 日	<p>【金融改革プログラムにおいて、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」が掲げられていることを踏まえた改正】</p> <p>現行の事務ガイドライン等における「法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合の対応」のうち、当庁が書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する場合の手續等について、以下の点を明確化するとともにノーアクションレター制度との棲み分け及び運用上の留意点を明示。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 照会者の範囲 (2) 照会の対象 (3) 照会の方法 (4) 回答の方法 (5) 公表の方法
平成 17 年 3 月 31 日	<p>【個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けた取りまとめ及び関連府省令の改正に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理措置 個人情報保護法で求めている安全管理措置と業法等で求めている措置が同一であることを明確化。 (2) センシティブ情報 「その他の非公開情報」の内容が個人情報保護法ガイドラインで求めているもの（労働組合への加盟に関する情報、民族に関する情報及び性生活に関する情報）であること、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」が、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合であることを明確化。
平成 17 年 3 月 31 日	<p>【「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が施行されることに伴う改正】</p> <p>平成 17 年 4 月 1 日に「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる処分をする場合及び行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に対し、訴訟の提起に関する事項を書面で教示することが義務付けられるため、当該処分を行う場合に用いる様式について、所要の改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 6 商品ファンド業関係 <ul style="list-style-type: none"> 別紙様式 2 別紙様式 4 8 金融先物取引業関係 <ul style="list-style-type: none"> 別紙様式 1（ひな型）許可書 別紙様式 4（ひな型）金融先物取引業者の不許可（更新不許可）について 別紙様式 6（ひな型）更新許可書

	<p>別紙様式 7 (ひな型) 別紙様式 1 1 (ひな型) 金融先物取引業者の許可の取消しについて 11 確定拠出年金運営管理機関関係 別紙様式 2 (ひな型)</p>
平成 17 年 4 月 11 日	<p>【租税特別措置法、租税特別措置法施行規則及び地方税法の改正に伴う改正】</p> <p>9 A - 6 柱書 } 資産流動化 (新 S P C、S P T) 関係 9 A - 6 - 1 } 別紙様式 6、7 及び 8 特定目的会社 (新 S P C、S P T) 関係</p>
平成 17 年 4 月 22 日	<p>【貸金業者の説明責任を強化するとともに説明責任を果たすための態勢整備の強化に関する改正】</p> <p>3 - 2 - 2 (2) 貸金業の規制等に関する法律第 13 条第 2 項違反に該当するおそれの大きいものの例示 (追加) 3 - 2 - 7 説明責任の章立て (新設) 3 - 2 - 7 (3) 保証についての説明責任の補足 3 - 2 - 7 (5) 公正証書作成委任状についての説明責任に係る規定 (新設)</p>
平成 17 年 6 月 28 日	<p>【金融先物取引法改正に伴う改正】</p> <p>6 商品ファンド業関係 6 - 1 - 2 商品投資以外の投資</p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項

改正・策定日	改正・策定内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成 16 年 7 月 1 日	<p>【産業活力再生特別措置法改正に伴う改正】</p> <p>第 1 部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-10 産業活力再生特別措置法に関する証券会社の留意事項</p> <p>3-10-1 産活法第 2 条第 2 項第 2 号及び産活法の施行に係る指針第 6 条、第 8 条、第 9 条の事業革新の定義について</p> <p>3-10-2 産活法第 3 条第 6 項第 1 号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針二.ロの事業再構築の認定の基準について</p> <p>3-10-3 産活法第 2 条の 2 第 2 項第 2 号及び基本指針一.ハ. 2. ③の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義について</p> <p>3-10-4 産活法第 2 条の 2 第 2 項第 3 号及び基本指針三.ロの過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義について</p> <p>3-10-5 産活法第 2 条の 2 第 2 項第 3 号及び基本指針三.ハの共同事業再編の認定の基準について</p> <p>3-10-6 産活法第 2 条の 2 第 2 項第 4 号及び基本指針四.ロの経営資源再活用の認定の基準について</p>
平成 16 年 11 月 26 日	<p>【「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う改正】</p> <p>第 1 部 証券会社等の監督関係</p> <p>1. 事務の取扱いに関する一般事項</p> <p>1-1 証券会社の監督事務の取扱い</p> <p>1-1-3 金融庁長官への報告</p> <p>5. 登録金融機関の監督事務</p> <p>5-1 登録金融機関の監督事務の取扱い</p> <p>5-2 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関（以下「金融機関」という。）からの登録申請に係る留意事項</p> <p>5-3 登録金融機関の監督事務</p> <p>5-3-1 登録証券業務に係る留意事項</p> <p>5-3-5 法第 65 条の 2 第 5 項に規定する業務の規制に係る留意事項</p> <p>5-3-8 内部管理体制の充実・強化</p> <p>5-3-9 社内規則の整備</p> <p>5-4 法定帳簿の作成等に関する留意事項</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 5-4-1 金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条の規定に基づく帳簿の省略等に係る留意事項 5-4-2 帳簿のマイクロフィルムによる作成・保存 5-4-3 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成 5-4-4 帳簿の電子媒体による保存 5-4-5 証券仲介業務にかかる帳簿の作成について 9. 証券仲介業者の監督事務 <ul style="list-style-type: none"> 9-1 証券仲介業者の監督事務の取扱い 9-2 証券仲介業者からの登録申請に係る留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 9-2-4 その他 9-3 証券仲介業者に関する内閣府に係る留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 9-3-1 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第4号について 9-3-2 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第6号について 9-3-3 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第7号について 9-3-4 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第8号について 9-7 法定帳簿の保存等に係る留意事項 9-9 営業報告書
平成17年3月24日	<p>【「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行に伴う改正】</p> <p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 3. 証券会社の監督事務 <ul style="list-style-type: none"> 3-9 法定帳簿の省略等に係る留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 3-9-4 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成 3-9-5 法定帳簿の電子媒体による保存 5. 登録金融機関の監督事務 <ul style="list-style-type: none"> 5-4 法定帳簿の作成等に関する留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 5-4-3 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成 5-4-4 帳簿の電子媒体による保存 9. 証券仲介業者の監督事務 <ul style="list-style-type: none"> 9-7 法定帳簿の保存等に係る留意事項 <p>第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 2. 投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 2-12 法定帳簿の作成・保存 <ul style="list-style-type: none"> 2-12-1 発注伝票のコンピューターへの直接入力による作成 2-12-2 法定帳簿の電磁的方法等による保存

	<p>5. 投資法人の監督に関する事項</p> <p>5-8 法定帳簿の作成・保存</p> <p>5-8-1 投資法人の法定帳簿の電磁的方法等による保存</p> <p>5-8-2 資産保管会社の法定帳簿の電磁的方法等による保存</p> <p>第3部 証券投資顧問業者の監督関係</p> <p>4. 監督</p> <p>4-2 法定帳簿の保存方法</p> <p>4-2-1 電磁的方法による保存のための要件となるもの</p> <p>4-2-2 マイクロフィルムによる保存のための要件となるもの</p> <p>4-2-3 (削除)</p> <p>4-2-4 (削除)</p>
平成17年3月30日	<p>【証券取引法第37条の廃止及び日本証券業協会が運営する店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への移行等に伴う改正】</p> <p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-1 認可申請書の審査に係る留意事項</p> <p>3-1-3 私設取引システム運営業務に係る留意事項</p>
平成17年3月31日	<p>【金融改革プログラムにおいて、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」が掲げられていることを踏まえた改正】</p> <p>現行の事務ガイドライン等における「法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合の対応」のうち、当庁が書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する場合の手続等について、以下の点を明確化するとともに、ノーアクションレター制度との棲み分け及び運用上の留意点をあわせて明示。</p> <p>(1) 照会者の範囲</p> <p>(2) 照会の対象</p> <p>(3) 照会の方法</p> <p>(4) 回答の方法</p> <p>(5) 公表の方法</p>
平成17年3月31日	<p>【個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けた取りまとめ及び関連府省令の改正に伴う改正】</p> <p>(1) 安全管理措置について</p> <p>個人情報保護法で求めている安全管理措置と業法等で求めている措置が同一であることを明確化。</p> <p>(2) センシティブ情報について</p>

	<p>「その他の非公開情報」の内容が個人情報保護法ガイドラインで求めているもの（労働組合への加盟に関する情報、民族に関する情報及び性生活に関する情報）であること、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」が、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合であることを明確化。</p>
平成17年3月31日	<p>【「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」の施行に伴う改正】</p> <p>平成17年4月1日に「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる処分をする場合及び行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に対し、訴訟の提起に関する事項を書面で教示することが義務付けられるため、当該処分を行う場合に用いる様式について、所要の改正を行った。</p>

金融コングロマリット監督指針

改正・策定日	改正・策定内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成17年6月24日	<p>【「金融コングロマリット監督指針」の策定】</p> <p>業態を跨る金融機関がコングロマリットを形成するという潮流の中、金融のコングロマリット化に伴って発生する特有のリスクを認識し、適切に対応していくことが、個々の金融機関の財務の健全性や業務の適切性の確保に重要であるという観点から、「金融改革プログラム」（平成16年12月24日）に盛り込まれた諸施策の一環として「金融コングロマリット監督指針」を策定・公表し、複数の業態の金融機関を含むグループに対する監督上の着眼点、及び監督の事務処理上の留意点等を明確化。</p>

金融先物取引業者向けの総合的な監督指針

改正・策定日	改正・策定内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成17年6月24日	<p>【「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」の策定】</p> <p>平成17年7月の金融先物取引法の改正により、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引又は一般顧客のために行う店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理が金融先物取引業に追加されるとともに、金融先物取引業の許可制から登録制への変更や金融先物取引業者に対する自己資本規制が導入されたことを受け、新たな金融先物取引業の担い手の参入手続きをより円滑なものとし、また、委託者等の保護を図る観点から、所要の規定の整備を行った。</p> <p>尚、本監督指針の適用（7月1日）に伴い、「事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 8 金融先物取引行関係」については廃止した。</p>